

守るっ！緑と清流を

無許可の埋め土はダメ!!
必ず事前に手続きを

許可が必要な埋め土

面積が500平方メートル以上
3,000平方メートル未満の埋
め立て・盛土・その他の土地への
土砂等のたい積

許可申請の流れ
許可申請は、事前協議制となっ
ています。

①事前相談・打合せ

②住民説明会の開催等

③事前協議

※2〜3週間を要します。

④許可申請

⑤許可（または不許可）

※面積が3,000平方メートル
以上の場合には県への申請となり
ます。

※市で許可している場所には標識
が掲示されています。
※秩父市内で埋め土をする場合は、
まず、ご相談
ください。

☎ 25-5202



土砂たい積110番開設！！

違法な埋め土を見つけたら

☎ 25-5202まで

(秩父市役所生活衛生課:直通)

休日・祝日は、22-2211 (市役所警備員室)

通報者の秘密は守られますので、安心して情報をお寄せください!!

現在、違法な残土投棄の監視強化パトロール実施中です！

| | |
|---------------|-----------------|
| 許可を受けた者 | 住所 |
| 氏名又は名称(代表者氏名) | 氏名又は名称(代表者氏名) |
| 許可番号 | 第 号 |
| 許可年月日 | 年 月 日 |
| 土地の所在 | 秩父市 |
| 面積 | ㎡ |
| 住所 | |
| 施工者 | 氏名又は名称(代表者氏名) |
| 電話番号 | |
| 土砂等のたい積期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 許可した機関 | 秩父市長 |

消費生活センターからのお知らせ

飲料のカフェイン含有表示

日常的に飲用している緑茶や紅茶、コーヒー等にはカフェインが含まれています。カフェインは適量を摂取すれば頭がさえる、眠気を覚ます等の効果があるとされていますが、過剰摂取をすればめまいや心拍数の増加、震え等の健康被害をもたらすことも知られています。カフェインの摂取に気を付けている方に向け、カフェインが含まれていない飲料も販売されています。そのような中、次のような相談が寄せられました。

「ペットボトル飲料にカフェインゼロと書いてあるのに、後ろの表示を見ると少し含まれているような数字が書いてある。わかりにくい」(2019年3月受け付け、40歳代男性)

そこで国民生活センターは茶系、紅茶系、コーヒー、炭酸系78銘柄を試買し、その表示についての調査結果を2022年3月に公表しました。茶系飲料32銘柄中10銘柄、コーヒー28銘柄中10銘柄、炭酸飲料9銘柄中5銘柄でカフェイン含有量の表示があり、紅茶系飲料9銘柄では表示がなかったそうです。ただし、本体に表示がなかった銘柄でも販売店のHPには含有量が記

載されているものもあったようです。

飲料等へのカフェイン含有量の表示は義務ではないため、表示のない商品も販売されています。カフェインに対する感受性は個人差が大きく子どもや妊婦、授乳婦では摂取量に注意が必要とされ、悪影響のない1日当たりの最大摂取量は健康な成人で400mgとされています。また、アミノ酸やビタミン等の栄養成分を含むエナジードリンクと呼ばれる炭酸飲料は、一般的にカフェインを多く含んでいます。



暑い時期、のどの渇きを潤すため、ついつい冷たい飲料を過剰摂取しがちです。体調の異変を感じたらカフェイン摂取にも注意し、「カフェインゼロ」や「カフェインレス」の飲料、カフェインが少ない飲料を選びましょう。出典：国民生活センター「くらしの危険」コーナー

秩父市消費生活センター

毎週月～金曜日(祝日はお休み)
午前9時～正午、午後1時～4時
☎ 25-5200